

介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ⑤③ ●

住宅改修について

◆◆住宅改修費の支給について◆◆

●住宅改修とは ～お家で暮らすためのお手伝い～

介護が必要な状態となっても、「できる限り住み慣れた家で暮らしたい」と願う方も多いと思います。

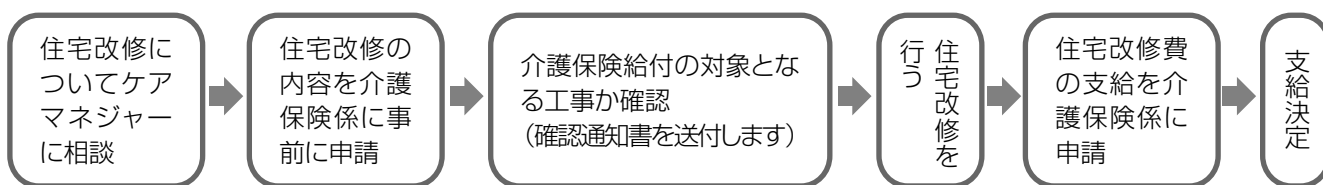
住まいの環境を整備（住宅改修）することで、不便さ・不自由さが解消されると、今まで「できない」ことが「できる」ようになり、心身の状態が改善することもあります。

住宅改修は要介護・要支援認定を受けられた方が自宅により自立した生活を送れるよう、手すりの取り付けや段差解消などの小規模な自宅の改修を行ったとき、1人当たり申請金額の20万円を上限に、改修費用の9割を支給するサービスです。

※20万円を超える工事の場合も、支給額が20万円の9割（18万円）で、残りは自己負担となります。
また、改修費用は先に全額自己負担をしていただき、後から9割を支給します。

●住宅改修は『事前申請』が必要です

支給を受ける場合、住宅改修の工事をする前に理由書・見積書・見取り図・写真などの必要書類を添付して担当窓口へ申請し、改修内容の審査を受ける必要があります。



●住宅改修費の支給対象となる住宅改修

	< 種類 >	< 内容の例 >
①	手すりの取り付け	廊下、階段、便所、浴室、玄関などへの手すりの取り付け
②	段差の解消	廊下、便所などの各室間の床の段差の解消 玄関から道路までの通路などの段差の解消
③	すべり防止のための床や通路面の材料の変更	畳から板製床材・ビニル床材などへ変更 浴室をすべりにくい床材へ変更 通路をすべりにくい舗装材へ変更
④	引き戸などへの扉の取り替え	開き戸を引き戸・折れ戸・アコーディオンカーテンなどに取り替え 引き戸などの新設（扉位置の変更などに比べ、費用が低く抑えられる場合のみ） ドアノブの変更など
⑤	洋式便座などへの便器の取り	和式便器を洋式便器などへ取り替え
⑥	その他①から⑤の改修に伴って必要となる工事	手すり取り付けのための壁の下地補強 便器の取り替えに伴う給排水設備工事（水洗化に係る工事は除く）など

※上記以外の住宅改修や建て替え、新築、増築などは対象外です。改修できる住宅は、介護保険証の住所地に限りです。

介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを ～安心で便利な口座振替を！～

【お問い合わせ】 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(直通)